# コキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会 連合会公式 キャラクター ユキマサくん

# 第7話

# 『日立家の相続』の巻

\* ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる 先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な事例や、相続に関する手続きなどを一緒に整理して いきましょう。

※第1話~第6話は、茨城県行政書士会ホームページにて、「行政いばらき」バックナンバーでご覧いただけます。

くらし行政書士が、事務所の窓を開けようとして、「ユキマサ君、換気するからちょっとごめんね・・・あれ? 今日はなんだか暖かいねぇ、新春とは名ばかりかと思っていたけど、やっぱり春は近づいているんだねぇ」とつぶやいていますと、おもてに見知らぬ人影が・・・お客様の登場です!

# 相 = 相談者 行 = 行政書士

あのう、去年祖母が亡くなりまして、 相続手続をしなくちゃと思っているので すが、遺産といっても古い祖母の家と、畑と、 貯金が幾らかで、伯母から私にすべてあげると 言われちゃって。どうしたらいいですか?

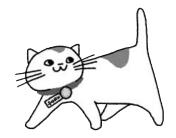
そこで、いつものようにくらし先生は、相続 人の範囲を聞き取って、相続関係を図に書きま した。

行 そうすると、お祖父さんは20年以上前に亡くなっていて、子どもは伯母さんの玉子さんと、あなたのお父さんの不二夫さんの二人。そして、不二夫さんはご夫婦でドライブ中に交通事故で二人とも5年前に亡くなり、そのお子さんはあなたとお兄さんの寅衛門さんの二人。ところが、寅衛門さんも、一昨年前に独身で子どももないまま旅立たれたと・・・

はい、兄は父の事業を借金ごと継いで 頑張っていたのですが、ガンの兆候が あったのに、私にも伯母にも話さず、入院した ときは既に手の施しようがないと言われまし た・・・。

5年前の両親の相続の時は兄と相談して、兄にすべて任せる代わりに私は借金を背負わなくて良いよう、家庭裁判所で相続放棄をしました。

あの、私は両親の相続の時に家庭裁判所で相 続放棄しているのに、その後に亡くなった祖母 の相続人となることはできますか? それから、 私は農家でないのに、畑を相続できますか? 良く知らないのですけど、農地法の許可が必要 ですか?



#### 被相続人 日立 しずか 相続関係説明図

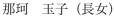


日立 伸太

死亡 平成10年1月1日

日立 しずか (被相続人)

死亡 令和2年6月6日



日立 不二夫(長男)

| 死亡 平成29年2月2日

日立 寅衛門(孫) 死亡 令和元年5月5日

日立 とら美(孫)





日立 藤子(長男の妻) 死亡 平成29年2月2日

## 〈参照条文〉

# 民法第939条

相続の放棄をした者は、その相続に関しては、 初めから相続人とならなかったものとみなす。

### 民法第887条第2項

被相続人の子が、相続の開始以前に死亡した とき、(中略) その者の子がこれを代襲して相続 人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない 者は、この限りでない。

くらし先生は、にっこりして答えました。

日立さんはお祖母さまをご相続できま 行 すよ。相続放棄はあくまでご両親の相続 について、相続人では無かったものとして扱わ れます。条文でも、『被相続人の子の子』が代襲 相続人になるのであって、『被相続人の子の相続 人』ではない、というところですね。このパ ターンと異なり、再転相続の場合は、要注意で すが・・・。

そして、日立さんは相続人ですので農地法の 許可がなくても畑を相続できますよ。

後日、日立家の相続手続が終わってしばらく たった頃、くらし行政書士が日立さんから電話 を受けて、嬉しそうにユキマサ君に話しかけま

「日立さんが相続した土地を、近くの農家さん に譲ることが決まったそうで、農地移転の手続 をご依頼いただいたよ。日立さんは農家でない から一所懸命探したそうだよ。農地が生かされ ることになって良かったよねぇ、ユキマサ君。」

※この物語はフィクションです。登場する個人 名・団体名などはすべて架空のものです。



(「くらし事務所」 で働く行政書士。

(文:石神 敦子)